

水戸赤十字病院ホームページバナー広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水戸赤十字病院（以下「病院」という。）がホームページにおいて掲載しているバナー広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ…病院が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告…ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載申請者が指定する URL にリンクするものをいう。
- (3) 広告主…当院と広告掲載契約を締結し、広告の掲載を行う者をいう。

(掲載の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、病院を利用する患者及び地域住民の生活における利便の向上に寄与するものであり、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、個人、団体等に関する主張、勧誘等を内容とするもの
- (4) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 法令違反行為又はそれらと関連が認められるもの
- (6) 墓地、墓石、葬祭関係業者
- (7) その他広報委員会が不適當であると認めるもの

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、6か月単位を原則とする。掲載期間終了の1か月前までに広告主から掲載取消の申出のない場合は自動継続とする。

(広告掲載の申請)

第5条 広告掲載の申請は、広告主から病院へ『水戸赤十字病院ホームページバナー広告掲載申請書（様式1）』により行うものとする。

(広告の規格等)

第 6 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

サイズ	縦 57 ピクセル×横 170 ピクセル
形式	JPEG 形式、PNG 形式、GIF 形式（アニメーションGIF を除く。）
データ容量	50 キロバイト以下

(広告掲載の審査)

第 7 条 広告掲載の可否に係る審査は、広報委員会において行うものとする。

(広告掲載の審査結果の通知)

第 8 条 広告掲載の審査結果の通知は、病院から広告主へ『水戸赤十字病院ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式 2）』により行うものとする。

(広告掲載の開始)

第 9 条 広告掲載の開始は、掲載料支払いを経た翌月または翌々月の 1 日とする。

(広告掲載の優先順位)

第 10 条 広告の掲載順序は受付順とする。

(広告掲載料)

第 11 条 広告掲載料は、月額 5,500 円（税込）とする。ただし、水戸赤十字病院の連携登録医療機関は、月額 2,750 円（税込）とする。

(広告掲載料の納入)

第 12 条 広告主は、広告掲載料を病院が指定する期日までに銀行口座に一括して納入するものとする。

(広告掲載の取消)

第 13 条 病院は、広告主またはその広告が次の各号に該当すると認める場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 病院が指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 広告主が指定するリンク先 URLのページが事前の連絡なく閉鎖されたとき
- (3) 病院の業務上、やむを得ない事由が生じたとき
- (4) その他広報委員会が不適當であると認めるとき

(広告掲載の取消の通知)

第 1 4 条 前項の規定により広告掲載の取消決定通知は、病院から広告主へ『水戸赤十字病院ホームページバナー広告掲載取消通知書（様式 3）』により行うものとする。

(広告掲載料の返還)

第 1 5 条 既に納付された広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、次の各号に該当すると認める場合は、広告掲載料を返還することができるものとする。

- (1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載できなくなったとき
- (2) その他広報委員会が妥当と認めるとき

(広告主の責任)

第 1 6 条 広告掲載の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。また、広告の内容によって発生したいかなる損害等に関しても病院はその責を負わない。

(その他)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は広報委員会が定めるものとする。

附 則

本要綱は平成 8 年 2 月 27 日より施行する。